

3・13 東京地裁の鉄道運輸機構 2 次訴訟裁判の消滅時効論での却下を糾弾する 国鉄闘争の解雇撤回闘争勝利へ 闘い抜くぞ！

1、はじめに

2008 年 3 月 13 日東京地裁は、解雇された国鉄労働者が国鉄・鉄道運輸機構に対して雇用確認を求めた裁判で、訴えを消滅時効であるとして却下した。長崎国鉄共闘会議は強い怒りをもって、この不当判決を糾弾する。国と司法は 1,047 名の被解雇者の 21 年の存在を正視し、被解雇者に人としての尊厳を回復させ、また、国の法的整合性のためにも、自らの手で原告を原職に戻し、21 年間の犯罪を謝罪すべきである。

2、国鉄闘争とは

それは 1981（昭和 56）年の行政改革関連特別法成立、82（昭和 57）年の第 2 臨調発足と、国鉄分割・民営化答申にさかのぼる。そして 87（昭和 62）年 4 月、当時の中曽根首相が、前年に成立した国鉄改革 8 法をもとに国鉄を解体し、JR の 7 社への分割・民営化を行った。このとき、7,600 人が JR に採用されず、国鉄を受け継いだ清算事業団に配属された。さらに、この清算事業団が 3 年の時限立法であったことから、90（平成 2）年 4 月 1 日、この廃止とともに、1,047 名の労働者が、清算事業団からも解雇をされた事件である。国鉄闘争とはこの解雇撤回、雇用の確認を求める闘争である。

3、国鉄改革とは

1981（昭和 56）年、当時の中曽根首相は戦後政治の総決算を唱え、国鉄改革を掲げ、これを推進するために第 2 臨時行政調査会を発足させた。戦後政治総決算とは、戦後生まれた平和と人権尊重の憲法体制下の国の形を変えることを意味した。その主張の第一に財政再建をあげ、国鉄赤字の清算を改革の論拠とした。当時の国鉄関連赤字は 37 兆円で、JR が 14 兆円、国（国民）が 23 兆円を受け持ち、国の財政を再建すると改革案では決められた。

しかし、国鉄改革は国労つぶしでもあった。86（昭和 61）年、改革反対派の労働者の再訓練を名目に、全国 1,440 ヲ所に人材活用センターが設置され、2 万 1,000 人が隔離・収容された。この間、国鉄は「改革反対の組合にいると新会社に採用されない」と労働者への攻撃をくりかえした。これに対して、国労や被解雇者は、国鉄の行為は団結権侵害の不当労働行為にあたるとして、採用差別の救済を求めて、全国の労働委員会に JR を訴えた。労働委員会は採用差別の不当性を認定し、採用命令を出したが、JR はこれを認めず、中労委命令の取り消しを求めて裁判所へ提訴した。そして 2002 年 12 月、最高裁判所はこの JR の訴えを認め、中労委敗訴と判断した。この中で最高裁は「かりに不当労働行為があったとするなら、その責任は国鉄 = 清算事業団にある」とも判示した。

4、不当労働行為とは

労組法 7 条 1 項で、「労働者が労働組合員であることを理由に解雇や不利益扱いをしてはならない」と明記してある。これは憲法 28 条の勤労者の団結権保障事項の法律であり、さらには、憲法 25 条の国民の生存権保障の「すべて国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」と、同 27 条の労働権「すべての国民は勤労の権利と義務を有する」という憲法の大原則の、必ず遵守すべき骨格法律である。これが国の基礎となり、国民が国とお互いを信頼しあい、共同で生きるための公序良俗論

が成立する。

しかし、中曽根首相は「戦後政治の総決算とは総評と国労をつぶし、社会党をつぶすことにあった」と、国鉄改革の実態を「労組攻撃である」と公然と言いつつ放っている。当然、この改革を進めた国鉄幹部は、この意向を受け、執拗に国労攻撃をくりかえした。これら不法行為は地労委や中労委ですでに明らかになり、JR への採用命令が出された事実がある。さらにいくつかの裁判でも十分立証された明白な事実である。憲法を守るべき最大の役割をもつ人 = 総理大臣自らが認めた「労組解体」という違法な攻撃は、まさに国家的な不当労働行為という犯罪にあたる。これが放置される国家は法の正義は存しないし、法治国家とはいえない。無論、解雇は不当なのである。

最高裁判所も 2002 (平成 14) 年 12 月、不当労働行為については、「あったとするならその責任は国鉄 = 清算事業団にある」とした。また、鉄建公団訴訟の 2005 年 9・15 判決 (東京地裁) と 2008 (平成 20) 年 2 月 13 日の全動労判決も、不当労働行為の存在を事実と認めて、国に慰謝料の支払いを命じた。

国鉄闘争の原点は JR 不採用の取消し = 解雇撤回と、不当労働行為の存在の認否である。裁判所も国鉄改革法 23 条による不採用には JR の主張を容認しても、不当労働行為は労働者の主張を認めるか、判断を示さない態度である。その意味では不当労働行為が認定されたら、法的には損害が回復されるのが当然である。

5、最高裁判決について

2003 (平成 15) 年 12 月 22 日、最高裁第一小法廷は、裁判官 3 対 2 の判断で、「JR に採用差別の責任はない」と判決し、労働者敗訴が確定した。しかし、同じ判決の中で「新会社の採用過程で不当労働行為があったとするなら、その責任は国鉄 = 清算事業団が負う」とした。不採用 = 解雇を JR の責任としない判決は不当であるが、また闘う相手の特定も裁判闘争の結果であり、以降の清算事業団と鉄建公団訴訟に引きつがれていく。

6、4 党合意問題

国労が和解のためにとった政治解決路線 = 4 党合意解決策は、裁判の取り下げを条件としていた。4 党合意に反対する被解雇者は闘う闘争団を作り、「納得いく解決を求めて」この路線に反対をした。しかし、2001 (平成 13) 年 1 月の国労大会でこれが承認されたため、裁判継続を求める 295 名は、2002 (平成 14) 年 1 月に、雇用確認を求めて鉄建公団訴訟を起こした。以降の混乱は承知のとおりであるが、2002 (平成 14) 年 12 月、自民、公明、保守の 3 党が 4 党合意破棄を社民党と国労へ通告し、これは終わった。

7、不採用の立証責任が国にはある

法律の門外漢であることを承知で言えば、1,047 名の不採用は道義的にも法律的にも、人としても容認できない出来事で、不条理である。

国家権力と法とはもともとそんなものなんだ、とさめた見方もできようが、人が国家を作り、律令制度で法治国家への道を歩んで 2000 年間。日本で 1300 年の時間がある。また現代世界として国民の人権を認めて、自由・平等の国家制度が始まったフランス革命から 219 年、法治国家を自認する国で、戦争などの非常時を除き、これほどの長期間、白昼公然たる人権否定の国家的犯罪が、国の名前で国家再建の下に強行された歴史は見あたらない。無論、規模的にも、日本では初めてである。最大の指名

解雇 = レッドページであり、無法というほかはない。ILO の勧告を待つまでもなく、日本国の名誉のためにも、この法違反は改められるべきである。

律令は法 = 決まりと令 = 罰である。違反者は公権力が法に基づき処罰する。彼ら 1,047 名の解雇者はなんの法律に、どのように違反したのか。国鉄分割・民営化は国鉄改革関連 8 法により進められた。改革法で新会社への採用名簿は国鉄が作成し、採用はそれに従ったと JR はいう。国鉄は採用名簿をどうして作成したのか。基準は改革に賛成か否かであるとするが、その線引きを所属労組に求めることに正義はあるのか。かりにそれを意図しなかったとしても結果がそうであれば、隠れた意図は明白であり、犯罪は成立する。国に協力的であるかどうかを国が判断し、採用の認否にしたとするなら、国鉄改革関連 8 法は、国民の義務として改革法協力 = 賛成が「責務」として明記されなければならないし、その意味で不採用がなされたのだから、反対派 1,047 名の犯罪の立証が国によってなされなければ、不採用 = 解雇は不法となる。この点でいうと、1047 名の個別的不採用の立証は国によりいまだなされていない。

8、消滅時効論について

、被告（国）が消滅時効を主張

鉄建公団訴訟も鉄道運輸機構訴訟（第 2 次）も、全動労裁判でも国側は、「解雇は 90 年であり、訴えは消滅時効」と主張してきた。確かに、解雇は 90 年 4 月で、すでに 17 年を経て、民法にいう時効は消滅しており、国の主張と第 2 次訴訟の 3・13 判決で争いはけりがつく。これでいけば国鉄闘争など、裁判にはなじまず、法による救済は不要だ。だから解雇された国鉄労働者が国を相手にした直訴か直接闘争しかない情勢となるが、これは正しいのか。以下、消滅時効論について考える。

、民法とは

民法 144 条【時効の遡及効】では、「時効の効力はその起算日にさかのぼる」とあるが、同じく 166 条では【消滅時効】を定めている。民法 724 条は「被害者が損害を知りたるときより 3 年間」で消滅時効が完成するとある。国 = 清算事業団からの解雇撤回要求は 17 年もたっているし、普通に言えば誰が見ても時効である。解雇された 1,047 名の苦しみの声は、法の壁を越えることは不可能だろう。

、法の趣旨

民法にいう時効の設定の趣旨は、法的安定性、立証困難の回避、権利不行使への非難性、などがあるが、加害者の損害賠償請求をされるか否かの不安定さからの解放が主たる目的である。

、消滅時効起算日

ところで消滅時効は起算日が争点となる。これには二つ考えがあり、判決は分かれていた。それを受けて最高裁は 2002 年に「被害者が損害を知ったときとは、被害者が損害の発生を現実に認識したとき」と初めて示した。これを現実認識時説という。一方で、「認識した」時点ではなく、「認識すべき」時点を問題にするという意味で、規範的認識時説がある。

、最高裁の判断は

そこで2002年の別の事での最高裁判決は、以下のように示された。「最高裁の意図は、『加害者の不安定な地位からの解放は、あくまで、被害者の現実の権利行使可能性を前提にした従属的な目的であることを強調し、権利行使の可能性に対する現実の認識がなければ、時効は進行すべきではない』と示している点で意義がある」(松本克美・立命館大学教授)と指摘する。いわば時効による被害者の損害を避ける意味があり、かつ、被害者による損害発生調査義務を課すことを不当とする最高裁判断であることは、特に注目すべきであり、識者の見解でもある。

、3・13判決の主張

今回の裁判で被告・国側は「原告は旧国鉄・鉄建公団に損害賠償請求権があることを知りながら、JRを相手にしてきた」という。3・13判決も「国鉄と清算事業団が加害の相手であり、被害の事実は知りえたし、消滅時効は提訴しなかった原告の責任だ」とした。判決では「知りたるとき」の解釈で、「採用差別行為の結果として生じる具体的損害は、昭和62年4月1日付けで原告らがJR各社に採用されなかったことによるものである。…賃金などの損害は、採用されなかったと同時に発生する損害であって、法律に詳しくない一般人にとっても認識し、容易に想定できるものである」としている。いわば、知っておりながら権利の行使がなかったとしての、規範的認識時説の時効論をとる。

、裁判の継続と加害者の新たな特定

しかし、被解雇者がJR相手に雇用確認を求めた裁判は、JRが採用当事者であり、法的責任ある組織であることから、当然のことであった。ところが最高裁が「JRに不採用の責任なし」を示し、そのとき初めて、JRと国鉄・清算事業団が別の存在であることを裁判所が判断し、法的に明らかになったのである。

これは、裁判所がひとつには不採用を国鉄の責任とするためと、二つには、JRを採用責任から逃すためとった方策である。昭和62年4月1日、旧国鉄から、人も物も金もすべてを継承した新会社JRが、国鉄と別人格であるとして、国鉄時代の違法行為が許されるなら、日本の法治国家としての資格と存在はない。

さらに不当労働行為という犯罪は、具体的には人が人に対して行う行為である。その加害行為を行った当該が国鉄・清算事業団からJRに移っている事実はどう説明するのか。人の継続性は組織の継続性である。加害の当該がJRへ移行した場合、国鉄時代の犯罪ならば法的責任は免れるのか。そんなことはあるまい。犯罪の責任も新組織に受け継ぐことは当然であろう。

が、しかし、最高裁の判決は出た。

当然、時効の開始は最高裁が新たに示した判断が「知りたるとき」の開始で、2003年12月がそのときであることは確実である。また、雇用確認などの要求の請求権は、裁判の継続によって、維持されており、消滅していない。これが自然の解釈だろう。

、判決の誤りとは

1) かりにこの国・清算事業団側の消滅時効論が成立するならば、最高裁の2003年12月の国鉄闘争の「国の責任論」の判決趣旨は否定されるし、さらに2002年1月29日の「ロス疑惑」判決＝時効消滅論の「『被害者が損害を知ったときとは、被害者が損害の発生を現実に認識したときと解すべきである』と明確に現実認識時説にたつことを初めて正面から明らかにした判決」(松本克美立命館教授)すら、否定

する。不採用の責任を JR ではなく国・清算事業団に転化するときは、自らの論拠を最高裁判決に求め、自分（国鉄・清算事業団）の責任を時効論で切り捨てるときは、最高裁判決を無視する。これでは国・国鉄・清算事業団＝鉄道運輸機構と東京地裁は、明らかに二重基準であり、とても法的整合性は存在しない。

- 2) また、「法の安定と加害者の不安定さからの解放」という時効消滅の趣旨は、あくまで、加害者を個人の当該とするときで、加害者が団体や組織である場合は、別の論点とすべきだ。わけでも、今回の場合は加害者が国であり、明確な意図を持った国家的犯罪としての加害行為であったことから、消滅時効など適用すべきではないし、国鉄闘争に関する消滅時効の適用は、国民の安全を確保すべき国の責任の放棄でもある。
- 3) わが国は司法、行政、立法の 3 権分立の国であるが、国（行政）がなした違法行為を、国（司法）が判断するとき、民法の消滅時効を持ち出すことは、国が国自身を裁く意味で、厳正でなければならないし、免責は許されない。

9、国鉄改革 20 年と明日の国・日本

いかなる悪法が通ろうとも、国民は国を捨てない限り、その法に拘束される。これが国民の義務である。国鉄改革法はまさにその典型である。しかし、ひとつの法に反対するものには法の庇護がないとする法はない。

国鉄改革の大義、37 兆円の国鉄の赤字は 20 年して解消できたのか。財政再建は行えたのか。そうっていない。現実にはわたしたちの危惧した状態であり、民営化の最大の課題 4 社の株式上場は実現できず、地方の路線は切り捨てられ、国としてもますます財政破綻国家となっている。これは行政府や権力党の責任であり、当時言われた「再建策」の誤りは、事実だったのだ。

国労攻撃のなか、総評・社会党は解体され、連合と民主党ができた。労働界と政界の再編で、中曽根がいう戦後政治の総決算が進む。そこで出来上がったいまの日本はどうか。労働運動は企業・資本と協調を掲げる物分りのいいものとなり、政治も保守 2 大政党時代が出現した。経済は 10 年来の絶好調のために、企業と資本家は史上空前の稼ぎにあるが、労働者は低賃金がますます進む。日本の働く人のうち、非正規者が 3 分の一を超えて 1700 万人となった。年収 200 万円以下の貧困層が拡大し、格差社会が固定化した。すべて、中曽根が言う戦後政治の総決算と国労解体攻撃にたんを発している。この国の姿は資本と労働者の共同社会ではない。強いものがどんどん強く豊かになる競争社会となり、国の姿は歪んでいる。今日の日本は子供が生めず、50 年後は人口が 6000 万人に激減し、江戸時代ほどの国に縮小、衰退する。一人、資本と企業のみが栄え、国と国民が滅ぶ。これが日本の明日であり、希望がない。

この国の 20 年間の間違った路線を清算し、もう一度、働く人とすべてが共生する社会へと舵を切ることが、必要であるし、これは現在を生きる人の責任でもある。国鉄闘争は、いまその国を正す役割を背負う大事な闘いであり、たんなる個人と労組だけの解雇撤回を求める闘いではない。人らしく生きて、共生の国づくりをめざす、すべての国民の共通項となる闘いである。いま日本はその分岐点なのだ。

2008 年 3 月 16 日
長崎・国鉄共闘会議
議長・中島義雄